



Book Review

不法投棄と廃棄物処理法 ～いわき市沼部事件の検証～

福島大学いわき市沼部事件研究会 編
法律情報出版 3,500円（税抜）

「西の豊島、東のいわき」という言葉をご存じだろうか。

循環型社会の分野に関わる方であれば、「豊島」と聞けば、今から四半世紀前に瀬戸内海に浮かぶ島で起きた大規模な不法投棄事件をすぐに思い浮かべるであろう。しかし、「いわき」と聞いてもピンとこない方が多いのではないだろうか。

実は、同じ時期に、福島県いわき市においても大規模な不法投棄事件があった。同市は元々炭鉱の町であり、市内各地に廃坑がある。ある大雨の日、そのうちの一つの廃坑から廃油があふれ出し、近隣の田んぼに流れ込むという事件が起きた。いわゆる「いわき市沼部事件」が世に出た最初の出来事である。

本事件では、警察当局が不法投棄実行者等を逮捕する。一方、福島県は廃坑に投棄された廃油の回収に努め、さらに廃棄物処理法の課題を国に提示し、法改正に反映させていった。

本書は、福島大学の研究会に参加する実務家や専門家が、この事件の経緯を詳しく振り返り、法の不法投棄対策の変遷などを検証したものである。

冒頭の言葉は、当時の警察関係者等の間で語られていたものであり、不法投棄のシンボリックな事件として捉えられていたようだ。本書は、そのうち、忘れかけられたいいわき市の歴史的な事件を改めて世に示し、社会的な教訓を得ようとしている。

本書は全4章構成である。事件の全体像がまず紹介され（第1章）、その後、最大



の不法投棄現場であった廃坑の原状回復の経緯が解説されている（第2章）。法制度や浄化技術の限界の中で、原状回復を少しでも進めようとする県当局や調査委員会の取り組みがよくわかる。

さらに不法投棄実行者（中間処理業者等）や排出事業者への追及の状況が示されるとともに（第3章）、法の不法投棄禁止規定がどのように変遷し、本事件が1997年改正法などに大きな影響を与えたことを明らかにした（第4章）。

この事件では、中間処理業者に著しく安価で廃油の処理委託をした排出事業者は、結局責任を問われなかった。しかし、その後の法改正により、排出事業者への措置命令の規定が設けられた。現在、仮にこのような処理委託が行われれば、間違いなく責任追及され、その企業の社会的な地位は失墜することであろう。

廃棄物処理法は、「厳しすぎる、複雑すぎる」と、ともすれば批判ばかりされている。私自身もそのように公言することは多い。

ただし、本法が、社会で実際に発生した環境犯罪とその対策を踏まえて形作られてきたことは忘れてはならない。本書を読めば改めてそう感じることだろう。

（洛思社 代表取締役 安達宏之）